

国土交通省 福島河川国道事務所 福島国道維持出張所だより

第57号
令和5年10月発行

当出張所は、道路を安全に利用できるよう、路面や照明等の補修・清掃、除草、除雪作業等を行っています。安全に道路を利用していただけよう、引き続き維持・管理を行ってまいります。



道路ふれあい月間の取り組み ～道路に親しんでいただくために～

国土交通省では8月を「道路ふれあい月間」としています。

道路をご利用いただく皆さまに改めて道路とふれあい、道路の役割や重要性を再認識していただき、さらには道路をいつくしむという道路愛護思想の普及と道路の正しい利用の啓発等を行い、道路を常に美しく、安全に利用いただく事を目的としています。

また、この行事の一環として、道路愛護団体の表彰や道路功労者表彰を行っております。



令和5年度 道路ふれあい月間 道路愛護者表彰式 福島河川国道事務所長表彰受賞 あだたらの里直売会 様

国土交通省では長年にわたり日頃から道路の美化清掃、道路景観の維持・向上等に努め、その功績が顕著な個人又は団体に対して感謝の意を表し、表彰を行っております。

福島国道維持出張所管内からは『あだたらの里直売会』様(安達郡大玉村大山地内)が福島河川国道事務所長表彰に推薦され、令和5年8月24日 表彰式が行われました。

当日は代表の遠藤様が来所され、丸山事務所長より感謝状が手渡されました。



代表者：遠藤 勝栄 様



会場：福島河川国道事務所

【 あだたらの里直売会 】

平成28年から国道4号 安達郡大玉村大山地内 あだたらの里直売所近隣の歩道約2kmを、生産者の方々40名ほどで、月に1度の清掃活動を実施いただいております。

国道4号の沿線の環境美化・保全に貢献いただき、安全で快適に通行できる環境を整備いただいております事に、心より感謝しております。ありがとうございます。

特殊車両取締りを実施



令和5年10月10日 伊達郡国見町地内(国見パーキング下り)において、福島北警察署桑折分庁舎の協力のもと、福島河川国道事務所、福島運輸局支局と合同にて、今年度2回目(前回7月に実施)の特殊車両取締りを実施しました。当事務所では特殊車両の通行許可が適切に履行されているか指導取締りを行っています。今回の取締りでは、特殊車両計5台に対し許可書等の確認を行いました。

取締り時の様子



車両の諸元	一般制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ(総重量)	高速・指定道路…25.0トン その他の道路…20.0トン
軸重	10.0トン
隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満…18.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上かつ隣り合う車軸の軸重が9.5トン以下…19.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上…20.0トン
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

特殊車両の例



※一部抜粋

Q: 特殊な車両とは?

A: 車両構造が特殊、あるいは積載する貨物が特殊な車両で幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかの一般的な制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかの制限値を超える車両を『特殊な車両』といい、道路を通行するには通行許可または通行可能経路の確認の回答が必要です。(道路法第47条の2、第47条の10)

Q: 特殊な車両に制限値などがあるのはなぜ?

A: 重量を違法に超過した大型車両は、道路の老朽化に拍車をかけている要因となっています。みなさんが日常的に使用している道路は、一定の重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では通行が禁止されています。しかしながら、トレーラやトラッククレーンのように車両構造が特殊な場合、あるいは電車の車体など積載する貨物が分割可能な場合は、道路管理者がやむを得ないと判断した場合に限り、通行することができます。

※通行するには通行許可または通行可能経路の確認の回答が必要

大型車両は故障や事故が起こると重大な被害を招く恐れがありますので、車両の点検・修繕等安全管理の徹底と安全運転の協力、また特殊車両通行許可の申請は忘れずに行ってくださいますようお願いいたします。

— 国道4号 夜間 断続通行止めのお知らせ —

国道4号 4車線化への拡幅工事(伊達郡国見町森山地内)において、横断歩道橋設置のため令和5年11月1日(水)夜間に『断続通行止め』を実施します。 ※緊急車両は通行可能です
ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

規制期間: 令和5年11月1日(水) 22:00~翌 2:00

※予備日 11月2日(木)、11月3日(金)

規制内容: 断続通行止め

(1回あたり約15分の全面通行止めを3回程度実施予定)
通行止めを行う時間帯は右記の迂回路をご利用願います



国道4号(本宮市荒井~国見町貝田)及び
国道13号(福島市杉妻町~森合町)の管理を行っています

国土交通省 東北地方整備局
福島河川国道事務所 福島国道維持出張所

住所: 〒960-8153 福島市黒岩字浅井11
TEL: (024)-546-0524
FAX: (024)-545-1032



※道路の異状に関する情報提供先は
道路緊急ダイヤル
#9910 (通話料無料)



※このコンテンツの情報は無料ですが、別途、通信料がかかります